

# 仕 様 書

1. 業 務 名            医薬品調達業務
2. 品        目            別表「医薬品供給一覧」のとおり
3. 納 品 場 所            堺市立総合医療センター（薬剤科）
4. 契 約 期 間            令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
5. 納 入 期 限            原則、発注翌日の午前までに納品すること。翌日が一般外来休診の場合、同日に2回発注を行い、午前の発注は同日中に、午後の発注は翌診療日の午前までに納品すること。ただし、急遽必要が生じた医薬品（処方頻度の低い冷所保管を要する高額医薬品等）は、発注後1時間以内に納品し、1日に複数回の緊急発注にも応じること。
6. 契 約 価 格            半期ごとに、納入単価の見直しを行い、単品単価の積み上げ総価による加重値引率の見直しも行うこと。

## 7. 特 記 事 項

以下、委託者を「甲」、受託者を「乙」とする。

- (1) 乙は、契約品目について、診療に支障をきたすことがないよう、常時、甲との取引数量の0.5月分以上の在庫を持ち、安定供給に努めること。
- (2) 乙は、医薬品の仕入、保管及び供給のいずれの流通過程においても適切な品質管理を行うこと。
- (3) 乙は、24時間、医薬品の供給が可能な体制を構築すること。
- (4) 納品時は、薬剤科において甲乙双方立ち合いの下、検収を行うこと。
- (5) 乙は、納品にあたり、有効期間又は使用期限に留意し、甲が在庫として有する間に期限切れが生じないように配慮すること。
- (6) 乙は、外装が破損又は汚染した物品は納入しないこと。
- (7) 乙は、製品に不具合、自主回収等が発生した際には迅速かつ誠実に対応すること。
- (8) 甲の所在する地域において災害が発生した場合、乙は甲の災害時対応に協力し、速やかに医薬品供給体制を構築すること。
- (9) 乙は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針、その他の規範を遵守すること。
- (10) この仕様書に定めなき事項については、双方で協議の上、定めるものとする。